

加須市自転車の安全利用に関する条例

(目的)

第1条 この条例は、自転車の安全な利用に関し、自転車利用者、市民、市、事業者、関係団体等の責務を明らかにすることにより、自転車事故の防止及び自転車の安全な利用の推進を図り、もって市民の安全を確保することを目的とする。

(定義)

第2条 この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。

- (1) 自転車 道路交通法（昭和35年法律第105号）第2条第1項第11号の2に規定する自転車をいう。
- (2) 自転車利用者 市内において自転車を利用する者をいう。
- (3) 事業者 市内において事業を行う法人その他の団体又は個人をいう。
- (4) 関係団体 交通安全に関する活動を行う団体及び自転車の安全な利用に関する市の施策に協力する団体をいう。
- (5) 自転車小売業者 自転車の小売を業とする者をいう。
- (6) レンタサイクル業者 観光、通勤、通学等のために自転車を利用しようとする者に対し、自転車を貸し出すことを業とする者をいう。
- (7) 保育所・幼稚園等 次に掲げる教育・保育施設をいう。
 - ア 保育所 児童福祉法（昭和22年法律第164号）第39条第1項に規定する施設をいう。
 - イ 幼稚園 学校教育法（昭和22年法律第26号）第1条に規定する施設をいう。
 - ウ 認定こども園 就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律（平成18年法律第77号。以下「認定こども園法」という。）第2条第6項に規定する施設をいう。
 - エ 認可外保育施設 児童福祉法第6条の3第9項から第12項までに規定する事業又は同法第39条第1項に規定する業務を行うことを目的と

する施設であつて、同法第34条の15第2項若しくは第35条第4項の認可又は認定こども園法第17条第1項の認可を受けていないものをいう。

- (8) 学校 学校教育法第1条に規定する小学校及び中学校をいう。
- (9) 幼児 小学校就学の始期に達するまでの者をいう。
- (10) 児童生徒 学校に就学する者をいう。
- (11) 高齢者 70歳以上の者をいう。
- (12) 自転車損害保険等 自転車に関係する事故により生じた損害を賠償するための保険又は共済をいう。
- (13) 自転車交通安全教育 自転車の安全な利用に関する交通安全教育をいう。

(自転車利用者の責務)

第3条 自転車利用者は、車両の運転者としての責任を自覚し、道路交通法、埼玉県自転車の安全な利用の促進に関する条例（平成23年埼玉県条例第60号）その他関係法令を遵守するとともに、次に掲げる事項に留意し、自転車の安全な利用に努めなければならない。

- (1) 車道通行を原則とし、車道を通行する場合にあつては、その左側を通行すること。
- (2) 次に掲げる歩道を通行することができる場合は、歩道の中央から車道寄りの部分を徐行すること。ただし、歩行者の通行を妨げるおそれがあるときは、一時停止し、又は自転車を押して歩くこと。
 - ア 13歳未満の者が自転車を運転している場合
 - イ 高齢者が自転車を運転している場合
 - ウ 身体障害者福祉法（昭和24年法律第283号）別表に掲げる障害を有する者が自転車を運転している場合
 - エ 道路標識等により自転車が当該歩道を通行することができることとされている場合
 - オ 車道又は交通の状況に照らして当該自転車の通行の安全を確保するた

め当該自転車は歩道を通行することがやむを得ないと認められる場合

- (3) 信号機のない交差点を通行するときは、一時停止の標識等を遵守し、安全の確認を行うこと。
 - (4) 信号機のある交差点を通行するときは、その信号を遵守するとともに、安全の確認を行うこと。
 - (5) 夜間は、前照灯を点灯し、歩行者及び他の車両から認識しやすいようにすること。
 - (6) 傘を差し、物を持つ等視野を妨げ、又は安定を失うおそれのある方法で運転しないこと。
 - (7) 携帯電話その他の携帯端末、イヤホン（補聴器を除く。）又はヘッドホンを使用しながら運転しないこと。
 - (8) 酒気を帯びて運転しないこと。
 - (9) 他の者を乗車させて運転しないこと（幼児を乗車させる場合を除く。）。
 - (10) 他の自転車と並進しないこと。
 - (11) たばこを吸いながら運転しないこと。
 - (12) 公共の場所に自転車を放置しないこと。
 - (13) 前各号に掲げるもののほか、他人に危害を及ぼし、又は迷惑をかけるような運転をしないこと。
- 2 自転車利用者は、乗車用ヘルメットの着用に努めなければならない。
 - 3 自転車利用者は、自転車に関係する交通事故の防止に関する知識の習得及び自転車損害保険等への加入に努めなければならない。
 - 4 自転車利用者は、その利用する自転車の定期的な点検及び整備をするとともに、反射器材の装着その他の交通安全対策に努めなければならない。
 - 5 自転車利用者は、その利用する自転車について、自転車の安全利用の促進及び自転車等の駐車対策の総合的推進に関する法律（昭和55年法律第87号）第12条第3項の防犯登録を受けるとともに、自転車の盗難防止のための施錠その他の防犯対策に努めなければならない。
 - 6 自転車利用者は、市又は警察署が実施する自転車の安全な利用に関する施

策に協力するよう努めなければならない。

(市民の責務)

第4条 市民は、自転車の安全な利用に関する理解を深め、交通事故の防止に努めるとともに、家庭、職場、保育所・幼稚園等、学校、地域社会等において、自転車の安全な利用に関する取組を自主的かつ積極的に行うよう努めなければならない。

2 市民は、市又は警察署が実施する自転車の安全な利用に関する施策に協力するよう努めなければならない。

(市の責務)

第5条 市は、警察署、自転車利用者、市民、事業者、関係団体等との連携及び協力の下に、自転車の安全な利用に関する施策を計画的に推進するものとする。

2 市は、市民及び自転車利用者に対し、乗車用ヘルメットの着用を推進するとともに、自転車交通安全教育を行うものとする。

3 市は、自転車の安全な利用に関し、市民及び自転車利用者の理解及び協力が得られるよう啓発活動及び広報活動を行うものとする。

4 市は、自転車利用者の自転車損害保険等への加入を促進するため、啓発活動及び広報活動を行うものとする。

5 市は、自転車の安全な利用を図るため、歩行者及び車両が安全に通行することができる道路環境の整備に努めるものとする。

(事業者の責務)

第6条 事業者は、従業員に対し、自転車の安全な利用に関する啓発に努めなければならない。

2 事業者は、自転車の安全な利用に関する理解を深め、自転車の安全な利用に関する取組を自主的かつ積極的に行うよう努めなければならない。

3 事業者は、市又は警察署が実施する自転車の安全な利用に関する施策に協力するよう努めなければならない。

(関係団体の責務)

第7条 関係団体は、自転車の安全な利用に関する啓発に努めなければならない。

2 関係団体は、自転車の安全な利用に関する理解を深め、自転車の安全な利用に関する取組を自主的かつ積極的に行うよう努めなければならない。

3 関係団体は、市又は警察署が実施する自転車の安全な利用に関する施策に協力するよう努めなければならない。

(自転車小売業者の責務)

第8条 自転車小売業者は、自転車の販売又は点検若しくは整備をするに当たって、自転車利用者に対し、自転車が関係する交通事故の防止に関する知識の習得、自転車の定期的な点検及び整備、自転車損害保険等への加入の必要性、盗難対策、乗車用ヘルメットの着用その他の自転車の安全な利用に関する情報の提供及び助言をするよう努めなければならない。

2 自転車小売業者は、市又は警察署が実施する自転車の安全な利用に関する施策に協力するよう努めなければならない。

(レンタサイクル業者の責務)

第9条 レンタサイクル業者は、自転車を貸し出すときは、その自転車利用者に対し、自転車の安全な利用に関する情報の提供及び助言をするよう努めなければならない。

2 レンタサイクル業者は、貸出用の自転車の点検及び整備を十分に行わなければならない。

3 レンタサイクル業者は、市又は警察署が実施する自転車の安全な利用に関する施策に協力するよう努めなければならない。

(保育所・幼稚園等及び学校の責務)

第10条 保育所・幼稚園等及び学校は、その幼児及び児童生徒に対し、乗車用ヘルメットの着用その他の自転車交通安全教育を行うものとする。

2 保育所・幼稚園等及び学校は、その幼児及び児童生徒を保護する責任のある者(以下「保護者」という。)に対し、自転車損害保険等への加入、自転車の安全な利用その他の交通安全啓発に努めなければならない。

3 保育所・幼稚園等及び学校は、市又は警察署が実施する自転車の安全な利用に関する施策に協力するよう努めなければならない。

(保護者等の責務)

第11条 保護者は、その幼児及び児童生徒に対し、乗車用ヘルメットを着用させるよう努めなければならない。

2 保護者は、その幼児及び児童生徒に対し、自転車の安全な利用その他の交通安全教育に努めなければならない。

3 保護者は、その幼児が自転車を利用するときは、交通事故に遭わないよう見守るとともに、夜間及び雨天等の天候の悪い日は自転車の利用を控えさせなければならない。

4 高齢者の家族は、当該高齢者に対し、乗車用ヘルメットの着用その他の交通安全対策について助言をするよう努めなければならない。

(委任)

第12条 この条例の施行に関し必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

この条例は、平成29年5月1日から施行する。